

令和5年度
国民健康保険料率（案）

1. 保 險 料 需 要 額

(単位:円)

	予算額	基盤安定額 (軽減分)	収納率(見込)	保険料需要額	
医療分	496,079,000	80,716,000	92.0%	626,951,087	1-①
後期高齢者支援金分	255,873,000	39,813,000		321,397,826	1-②
介護分	80,452,000	12,755,000		101,311,957	1-③
合計	832,404,000	133,284,000		1,049,660,870	1-④

2. 保 險 料 按 分 率

(単位:円)

	所得割	均等割	平等割
条例上	50%	32%	18%
医療分	313,475,543	200,624,348	112,851,196
後期高齢者支援金分	160,698,913	102,847,304	57,851,609
介護分	50,655,979	32,419,826	18,236,152

3. 被保険者数・世帯数

		令和5年度 賦課期日時点	令和4年度 賦課期日時点	増減
医療分	被保険者数	9,626人	9,568人	58人
	世帯数	6,294世帯	6,201世帯	93世帯
介護分	被保険者数	3,043人	3,032人	11人
	世帯数	2,599世帯	2,606世帯	△7世帯

4. 料 率 (案) 比 較

令和5年度料率(案)

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		4-① 4.80%	4-② 20,900円	4-③ 19,000円
	前年比	△0.10% <small>※1</small>	0円	△500円
後期高齢者支援金分		4-④ 2.60%	4-⑤ 10,700円	4-⑥ 9,800円
	前年比	0.00% <small>※1</small>	400円	200円
介護分		4-⑦ 2.20%	4-⑧ 10,700円	4-⑨ 7,300円
	前年比	△0.20% <small>※1</small>	△300円	0円

令和4年度料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		4.90%	20,900円	19,500円
支援分		2.60%	10,300円	9,600円
介護分		2.40%	11,000円	7,300円

令和5年度標準保険料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		5.94%	27,510円	25,054円
支援分		2.53%	10,889円	9,917円
介護分		2.35%	12,047円	7,972円

国民健康保険料試算(ケース別)

ケース1：4人世帯(夫婦40歳以上、小学生2人) 妻子は扶養

		令和5年度	令和4年度		
給与収入	3,700,000円	医療分	202,920円	205,510円	
給与所得	2,520,000円	支援金分	106,940円	105,140円	
世帯人数	4人	介護分	74,680円	79,460円	前年比
(介護該当)	2人	合計	384,540円	390,110円	△ 5,570円

ケース2：4人世帯(夫婦39歳以下、未就学児2人) 妻子は扶養

		令和5年度	令和4年度		
給与収入	3,700,000円	医療分	182,020円	184,610円	
給与所得	2,520,000円	支援金分	96,240円	94,840円	
世帯人数	4人	介護分	0円	0円	前年比
未就学児	2人	合計	278,260円	279,450円	△ 1,190円

ケース3：2人世帯(夫婦) 2割軽減該当

		令和5年度	令和4年度		
給与収入	2,090,000円	医療分	94,310円	95,660円	
給与所得	1,381,600円	支援金分	49,700円	48,900円	
世帯人数	2人	介護分	35,330円	37,470円	前年比
(介護該当)	1人	合計	179,340円	182,030円	△ 2,690円

ケース4：1人世帯 7割軽減該当

		令和5年度	令和4年度		
給与収入	970,000円	医療分	11,970円	12,120円	
給与所得	420,000円	支援金分	6,150円	5,970円	
世帯人数	1人	介護分	5,400円	5,490円	前年比
(介護該当)	1人	合計	23,520円	23,580円	△ 60円

保険料算定基礎額の求め方

(歳入)

県支出金		3,330,011,000円
一般会計 繰入金	基盤安定繰入金(支援分)	72,381,000円
	基盤安定繰入金 (未就学児分)	2,593,000円
	職員給与費等繰入金	90,020,000円
	出産育児一時金繰入金	13,333,000円
	財政安定化支援事業繰入金	13,753,000円
	その他繰入金	25,739,000円
基金繰入金		260,000,000円
その他歳入		49,056,000円
計 (a)		3,856,886,000円

(歳出)

保険給付費	3,300,946,000円
事業費納付金	1,362,515,000円
保健事業費	58,903,000円
その他歳出	100,210,000円
計 (b)	4,822,574,000円

保険料算定基礎額 (b-a)		965,688,000円
内訳	医療分	576,795,000円
	支援金分	295,686,000円
	介護分	93,207,000円

寒川町国民健康保険データヘルス計画及び寒川町 国民健康保険特定健康診査等実施計画の改定について

1. 計画について

(1) 国民健康保険データヘルス計画

厚生労働省において平成 26 年 3 月に改正された「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、被保険者の健康・医療データ（レセプト等）を活用して PDCA サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するために策定する計画です。

(2) 国民健康保険特定健康診査等実施計画

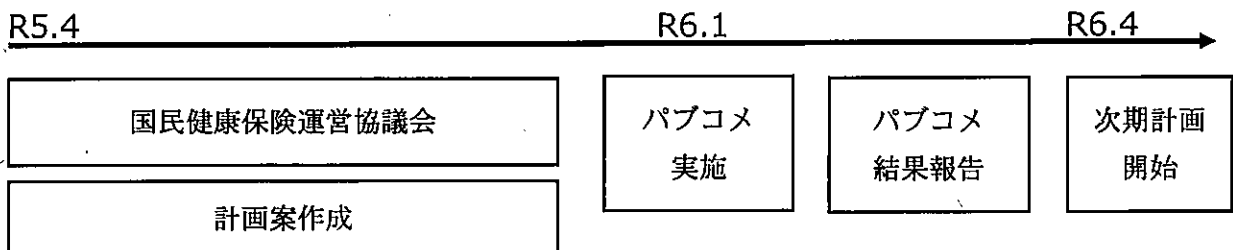
「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病（特に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着眼）の予防と早期発見のための特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や実施率に係る目標値等について定める計画です。

2. 計画の改定について

特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して「寒川町国民健康保険データヘルス計画（平成 30 年～令和 5 年）」を改定します。

また、特定健診・特定保健指導の実施に当たって、事業を効率的・効果的に実施できるように、データヘルス計画と「寒川町国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 30 年～令和 5 年）」の改定を一体的に行います。

3. 改定のスケジュール





寒川町国民健康保険
データヘルス計画
特定健康診査等実施計画
(平成 30 年度～平成 35 年度)

【概要版】

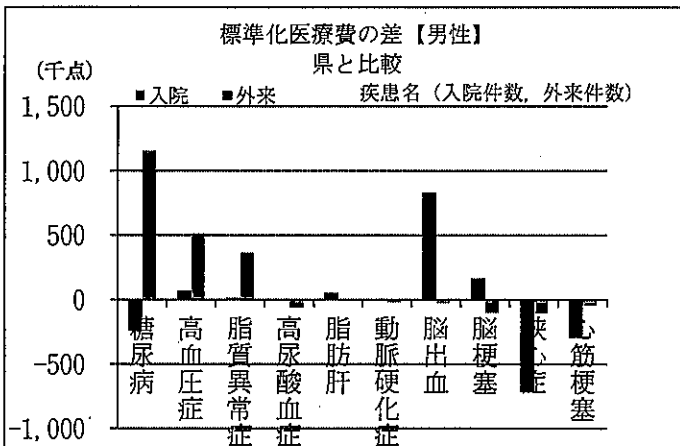
寒川町国民健康保険データヘルス計画

生活習慣病予防の必要性について（第2章-II-1~4 P.27~P.28）

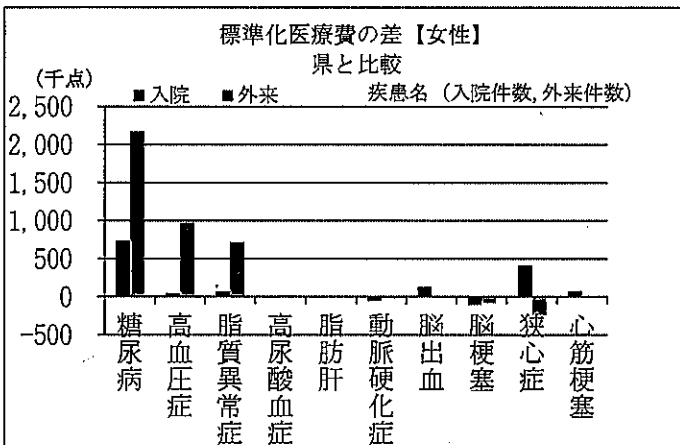
	疾病名	費用（円）
1位	腎不全	317,091,010
2位	糖尿病	237,776,980
3位	高血圧性疾患	192,470,640

▲疾病中分類別医療費

疾病中分類別医療費の上位3疾病は全て生活習慣病となっています。



生活習慣病における特徴を把握するため、平成28年度生活習慣病に係る医療費を年齢別人口を調整した標準化医療費で神奈川県と比較したところ、外来の「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」が男女ともに高く、これら3疾病が寒川町の特徴的な生活習慣病であることがわかりました。

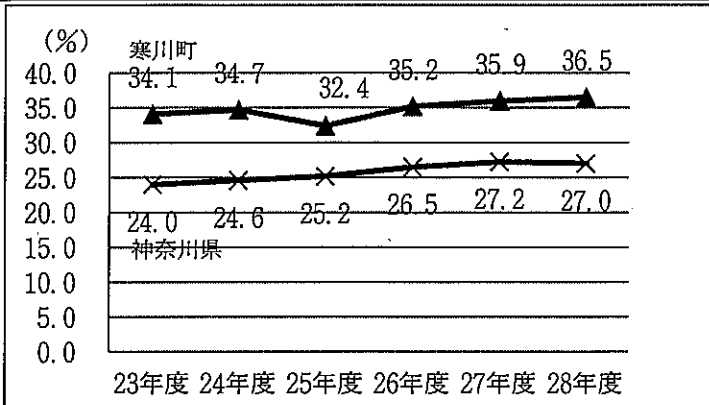


▲生活習慣病に係る標準化医療費の差

	疾病名	割合
1位	高血圧症	91%
2位	糖尿病	59%
3位	脂質異常症	54%

▲人工透析患者の基礎疾患の状況

「腎不全」が重症化すると「慢性腎不全」となり、人工透析が必要となります。人工透析患者の基礎疾患は「高血圧症」、「糖尿病」、「脂質異常症」が多く、寒川町の特徴的な3疾病から人工透析につながっていることがわかりました。



特定健康診査の受診率は、緩やかですが年々上昇傾向にあります。平成28年度受診者は全体の36.5%で、残りの63.5%が未受診者となっています。

▲特定健康診査受診率の推移

	寒川町 (円)	神奈川県 (円)	国 (円)
生活習慣病患者1人あたり生活習慣病医療費(健診受診者)	7,383	4,159	5,940
生活習慣病患者1人あたり生活習慣病医療費(健診未受診者)	31,951	38,682	36,479

平成28年度生活習慣病患者1人あたりの生活習慣病医療費をみると、健診受診者は7,383円のところ、健診未受診者は31,951円となっており、4倍以上の医療費がかかっていることがわかります。

▲生活習慣病1人あたり生活習慣病医療費

これまでの分析から見えてきた健康課題を踏まえて、平成30年度から平成35年度までに取り組む保健事業の実施内容をまとめました。

(1) 特定健康診査受診率向上

● 受診促進事業

4月2日以降に加入した人を対象に、特定健康診査の案内と受診勧奨通知を送付し、受診行動につなげます。

● 未受診者勧奨事業

- (ア) 前年度特定健康診査の結果で生活習慣病のコントロールが不良と思われる人を対象に、訪問を実施し、状況の確認と受診の勧奨を行います。
- (イ) 過去2年間連続未受診の人を対象に、受診勧奨通知を送付し、受診行動につなげます。
- (ウ) 前年度特定保健指導未利用の人を対象に、電話で受診勧奨を行います。
- (エ) 寒川町の前年度特定健康診査受診率を下回った地域に住む40歳の被保険者を対象に、電話で受診勧奨を行います。

● 周知啓発事業

- (ア) ポスターの掲示場所を拡大し、特定健康診査のPRに努めます。
- (イ) 商工会等と連携体制を構築し、会員に直接受診勧奨を行います。

(2) 保健指導の充実・強化

● 特定保健指導事業

特定健康診査の結果で、医師の診断が「保健指導該当」となった人を対象に、初回保健指導と継続保健指導を行います。初回保健指導は主に家庭訪問で、継続保健指導はグループ支援または個別支援により行います。

● 生活習慣病重症化予防事業

特定健康診査の結果で、HbA1cが6.7%以上の人を対象に、初回保健指導と継続保健指導を行います。初回保健指導は主に家庭訪問で、継続保健指導はグループ支援または個別支援により行います。

● 未治療者受診勧奨事業

特定健康診査の結果で、血圧・血糖のいずれかが要受診判定以上にも関わらず、通院をしていない人を対象に、電話で受療確認と治療勧奨を行います。

データヘルス計画の評価と見直しについて（第2章-V P.37）

本計画をより実効性の高いものにしていくため、PDCAサイクルのプロセスに沿って毎年の進捗状況や効果測定を行い、状況に即して事業を実施してまいります。最終年度となる平成35年度には、保健事業の達成状況の評価し、本計画の課題、目標設定、取り組むべき保健事業を見直して、次期計画に繋がります。

寒川町国民健康保険特定健康診査等実施計画

本町の実施状況について（第3章-II-1～2 P.41～P.42）

第2期特定健康診査等実施計画において、平成25年度から平成29年度までの目標値を下記のように設定しました。特定健康診査受診率については、緩やかに上昇していますが、いずれも目標値を下回っています。また、特定保健指導実施率については、実施年度によって偏りがみられます。

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査 受診率	第二期計画目標値	40.0%	41.0%	43.0%	46.0%	50.0%
	受診率（法定報告値）	32.4%	35.2%	35.9%	36.5%	
特定保健指導 実施率	第二期計画目標値	15.0%	16.0%	18.0%	21.0%	25.0%
	実施率（法定報告値）	13.8%	17.0%	22.2%	17.9%	

主な取組みについて（第3章-II-3 P.43）

(1) 特定健康診査

- がん検診と同時実施可能な医療機関の拡大
平成28年度から町内の医療機関だけでなく、茅ヶ崎市内の医療機関でもがん検診の受診が可能になりました。これにより、特定健康診査とがん検診の同時実施医療機関が拡大しました。
- 特定健康診査受診券とがん検診受診券の一体化
がん検診と同時実施可能な医療機関が拡大したことで、受診の利便性を高めることを目的に、平成29年度から特定健康診査とがん検診を一体化した受診券を作成しました。
- ポスター掲示協力機関の拡大
平成29年度から町内の医療機関の他に、調剤薬局、金融機関、スーパーマーケットにもポスターを掲示しました。
- 対象者への直接的な働きかけの強化
国保データベースシステム、保健事業システムを活用することで、健診情報やレセプト情報がつながり、被保険者の過去の健診受診状況や生活習慣病通院歴の把握が可能になりました。これにより、健康状況に沿った働きかけができるようになりました。

(2) 特定保健指導

- 保健指導参加の働きかけを、家庭訪問を主体に行いました。
平成27年度から保健指導の参加勧奨の方法に家庭訪問を導入しました。保健指導の必要性を直接説明できることで、対象者の理解を得ることができ、参加につながりました。
- 特定健康診査の結果とレセプト情報の突合により、具体的な働きかけを行いました。
対象者の選定において、対象者の健康状況の把握の精度が向上しました。

主な課題について（第3章-II-4 P.44）

(1) 特定健康診査

未受診者は、40～50歳代の若年層や、定期的な通院者をしている人と思われます。特定健康診査は、その先の保健指導の入り口として重要な事業です。未受診者の状況を把握し、受診につながる取り組みが必要です。

(2) 特定保健指導

- 事業に関わる専門職の安定的な確保
保健指導に携わる職種は医師または保健師、管理栄養士に限定されているため、事業実施において結果を出すためにはマンパワーの確保が重要です。
- 対象者の多様な価値観に対応でき、結果を出せる高い保健指導技術の習得
保健師、管理栄養士は、対象者それぞれの多様な価値観に対応できる、高い保健指導技術を身につけることが求められます。
- 庁内関係部署及び関係団体や地域資源との連携協力体制の構築が必要
効率的、効果的に事業を実施するために、関係部署、機関との連携は欠かせません。

特定健康診査・特定保健指導の目標について（第3章-IV P.45）

「寒川町国民健康保険データヘルス計画」の取り組みを踏まえて、平成30年度～平成35年度の目標を以下のように設定しました。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査 受診率	41%	43%	45%	47%	49%	50%
保健指導 実施率	23%	24%	25%	27%	29%	30%

特定健康診査等実施計画の評価と見直しについて（第3章-IX P.52）

特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施のために、事業の進捗を管理し、体制や目標値の達成状況等について、国の動向を注視し、関係機関との連携協力を深め評価・検討を行ってまいります。